

# ヘルパーステーション マイライフ徳丸

## 訪問介護・第1号訪問事業（訪問型サービス）重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えているヘルパーステーション マイライフ徳丸について、サービスを利用する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき、サービスの提供の開始に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

### 1 事業所の概要

#### (1) 指定番号及びサービス提供地域

事業所名	ヘルパーステーション マイライフ徳丸
所在地	板橋区徳丸三丁目3番28号
介護保険指定番号	1371903517
事業実施地域	板橋区、練馬区

#### (2) 同事業所の職員体制（令和3年11月1日現在）

職名	資格	常勤	非常勤	常勤換算
管理者	施設長	1名		1名
サービス提供責任者	介護福祉士	6名		6名
訪問介護員	介護福祉士		7名	2.5名
	養成講習1～2級修了者		1名	以上

#### (3) 営業時間

営業日	月～土（祝日含む）
休業日	日曜日、12月31日から1月3日までを除く
営業時間	8：30から17：30まで

#### (3) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月～土（祝日含む）
サービス提供時間	8：00から18：00まで

### 2 サービスの概要

#### 訪問介護計画等の作成

ヘルパーステーションの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状態等に合わせた訪問介護計画・第1号訪問サービス計画を作成し、利用者またはご家族に説明し、利用者の同意を得て、計画を交付致します。

#### (1) 身体介護

- ・ 食事介助 見守り、一部介助、全介助
- ・ 入浴介助 見守り、衣類の着脱、一部介助、全介助
- ・ 排泄介助 ポータブルトイレ移乗、オムツ交換、トイレ誘導等
- ・ 清拭 洗髪、部分清拭、全身清拭等
- ・ 通院の介助

#### (2) 生活援助

- ・ 買い物 生活必需品の買い物等
- ・ 調理 料理の下ごしらえ、調理等
- ・ 掃除 住居等の掃除及び整理整頓等
- ・ 洗濯 衣類の洗濯、補修等

#### (3) その他

介護相談、苦情相談等

### 3 利用料金と支払い方法

#### (1) 利用料金

利用料金については、(別紙1)「利用料金表」をご参照ください。

#### (2) 支払い方法

当月の利用料は翌月請求となります。請求書は翌月15日ごろ、郵送または訪問時にお渡しします。概ね14日以内にお支払い下さい。

次の支払い方法から選択してください。

##### ①口座振替

a. ゆうちょ銀行(手数料10円が口座から引き落とされます)

\*引落日: 利用月の翌月27日

b. ゆうちょ銀行以外の提携金融機関(手数料165円が掛かります)

\*引落日: 利用月の翌月27日

※引落日が土日祝日の場合は翌営業日になります。

##### ②指定金融機関(巣鴨信用金庫)への振込(振込手数料は自己負担となります)

領収書は、入金を確認後、発行いたします。(原則、翌月の請求書と一緒に郵送又は訪問時にお渡しいたします)

### 4 サービスの利用について

#### (1) サービス利用の開始方法

事前の訪問時に契約を行い、アセスメントを行った上で訪問介護計画書・第1号訪問サービス計画を作成し、サービスの提供を開始いたします。

\*居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

#### (2) サービスの終了について

##### ①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

##### ②ヘルパーステーションマイライフ徳丸の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

##### ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 総合事業対象者でないお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

##### ④ その他

- ・ ヘルパーステーションマイライフ徳丸が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客さまやご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

### 5 事故発生時の対応及び賠償責任

(1) 事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに利用者及びご家族、その他の関係者に連絡を取り必要な措置をとります。

(2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には必要な賠償を行います。

### 6 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び受託事業者(以下、事業者等)は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により

同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。

また、事業者等の職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとします。

## 7 当事業所の特徴等

### (1) 運営の方針

基本理念：『高齢者介護サービスを通じて、地域社会に「安心」・「安全」・「幸せ」の輪を広げます。』北野会は、『**き**もちよく **た**のしく **の**んびりとくつろげる **か**いごをさせて **い**ただきます』

### (2) 運営法人の概要

法人名／代表者	社会福祉法人 北野会 理事長 高麗正夫
所在地	板橋区徳丸三丁目32番28号
電話番号	03-3933-0039
運営事業	○ 第一種社会福祉事業 ・ 特別擁護老人ホーム ○ 第二種社会福祉事業 ・ 老人デイサービス事業 ・ 老人短期入所事業 ・ 老人居宅介護事業 ・ 認知症対応型老人共同生活事業 ○ 公益事業 ・ 地域包括支援センター及び介護予防支援事業 ・ 居宅介護支援事業 ・ 生活援助員事業

## 8 サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所のご相談・苦情担当

当事業所のサービス等に関するご相談、苦情及び要望については、下記の者が担当させていただきます。

苦情相談窓口は、サービス提供責任者となっております。

担当 柴田 弘実

電話 03-5921-1065

### (2) 苦情解決第三者委員

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

徳丸民生児童委員会 会長 今井まき子

電話 03-6789-2612

### (3) その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

○板橋区 健康生きがい部 介護保険課 介護保険苦情相談室

月～金曜日 9:00～17:00 (土日祝日、年末年始休み)

直通電話 03-3579-2079 FAX 03-3579-3402

○練馬区 北町地域包括支援センター 医療と介護の相談窓口

月～土曜日 8:30～17:15 (祝休日、年末年始を除く)

直通電話 03-3937-5577

○東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 専用

直通電話 03-6238-0177

## 9 利用にあたっての留意事項

### (1) 訪問介護員が行なうことのできないこと

- ・ 医療行為は行うことができません。
- ・ 利用者もしくはそのご家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ・ 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ・ 飲酒及び利用者もしくはそのご家族等の同意なしに行う喫煙

- ・利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
  - ・利用者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為
- (2) 訪問介護員と金銭の扱いについて
- ・通帳や印鑑をお預かりすることはありません。
  - ・日常生活品等を購入するために金銭等をお預かりする場合は、預り証を記載します。購入品、つり銭およびレシートの確認をお願いします。
- (3) 事業者からの訪問介護員の交替
- 事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合はご契約者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- (4) その他
- ① 利用者は「2サービスの概要」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
  - ② サービスの実施に関する指示・命令  
サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたってご契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
  - ③ 備品等の使用  
サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

#### 7 提供するサービスの第三者評価の実施状況

未実施

本書での説明をさせていただいたご家族の方はその他のご家族を代表されて説明を受けたものとさせていただきます。

事業者	
所在地	板橋区徳丸三丁目32番28号
名称	ヘルパーステーション マイライフ徳丸 印
説明者	社会福祉法人 北野会
	氏名 _____ 印

私は、事業者から本重要事項の説明を受け同意し、本書を交付されました。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(利用者代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者との関係・続柄 ( \_\_\_\_\_ )

(別紙1)

(1) 介護保険給付内サービス

①基本単位

地域係数

11.40円

		程度と時間	単位数	自己負担額 (1割分)	自己負担額 (2割分)	自己負担額 (3割分)	
第1号 訪問 事業	予防訪 問サー ビス	訪問型サービスⅠ	週1回程度の利用	1,176単位/月	1,341円/月	2,682円/月	4,022円/月
		訪問型サービスⅡ	週2回程度の利用	2,349単位/月	2,678円/月	5,356円/月	8,034円/月
		訪問型サービスⅢ	週2回を超える利用	3,727単位/月	4,249円/月	8,498円/月	12,747円/月
		介護職員処遇改善加算Ⅰ	訪問型サービスⅠ	161単位/月	184円/月	367円/月	551円/月
		介護職員処遇改善加算Ⅰ	訪問型サービスⅡ	322単位/月	367円/月	734円/月	1,101円/月
		介護職員処遇改善加算Ⅰ	訪問型サービスⅢ	511単位/月	583円/月	1,165円/月	1,748円/月
		介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	訪問型サービスⅠ	74単位/月	85円/月	169円/月	253円/月
		介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	訪問型サービスⅡ	148単位/月	169円/月	338円/月	507円/月
		介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	訪問型サービスⅢ	235単位/月	268円/月	536円/月	804円/月
	生活援 助訪問 サー ビス	(区) 訪問型サービスⅠ	週1回程度の利用	1,006単位/月	1,147円/月	2,294円/月	3,441円/月
		(区) 訪問型サービスⅡ	週2回程度の利用	2,012単位/月	2,294円/月	4,588円/月	6,881円/月
		介護職員処遇改善加算Ⅰ	訪問型サービスⅠ	138単位/月	158円/月	315円/月	472円/月
		介護職員処遇改善加算Ⅰ	訪問型サービスⅡ	276単位/月	315円/月	630円/月	944円/月
		介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	訪問型サービスⅠ	63単位/月	72円/月	144円/月	216円/月
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		訪問型サービスⅡ	127単位/月	145円/月	290円/月	435円/月	
訪問 介護	身体介護	20分未満	167単位/回	191円/回	381円/回	571円/回	
		20分以上30分未満	250単位/回	285円/回	570円/回	855円/回	
		30分以上1時間未満	396単位/回	452円/回	903円/回	1,355円/回	
		1時間以上	579単位/回	660円/回	1,320円/回	1,980円/回	
		以後、30分を増毎	84単位/30分	96円/30分	192円/30分	288円/30分	
	生活援助	20分以上45分未満	183単位/回	209円/回	418円/回	626円/回	
		45分以上	225単位/回	257円/回	513円/回	770円/回	
	身体介護＋ 生活援助	所定時間が20分から起算して25分を増すごとに67単位(201単位を限度＝生活援助は、20+25+25=70分が上限)		左記の1割	左記の1割	左記の3割	
通院等乗降介助		99単位/回	113円/回	226円/回	339円/回		

※令和3年9月30日までの間は、訪問介護費について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する

介護保険適用の場合での保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦10割分の料金をお支払い頂いた上で、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、板橋区の窓口に出回いたしますと、差額の払い戻しを受けることができます。

②加算の説明

加算	内容	単位数	自己負担額 (1割分)	自己負担額 (2割分)	自己負担額 (3割分)
2人の訪問介護員等による訪問介護	別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合又は利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て同時に2人の訪問介護員が1人の利用者に対し指定訪問介護を行った場合	所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定(2人分の料金となります。)	左記の1割	左記の2割	左記の3割
夜間・早朝加算	早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯のサービス	基本料金の25%増し	左記の1割	左記の2割	左記の3割
深夜加算	深夜(午後10時～午前6時)のサービス	基本料金の50%増し	左記の1割	左記の2割	左記の3割
特定事業所加算※	(Ⅰ)体制＋人材イ・ロ＋重度対応イ ×20%加算 (Ⅱ)体制＋人材イ又はロ ×10%加算 (Ⅲ)体制＋重度対応イ ×10%加算 (Ⅳ)体制＋人材ハ＋重度対応ロ ×5%加算		左記の1割	左記の2割	左記の3割
緊急時訪問介護加算	利用者やそのご家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合	100単位/回	114円/回	228円/回	342円/回
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合	200単位/回	228円/回	456円/回	684円/回

生活機能向上連携加算(Ⅰ)	訪問リハビリ等の理学療法士等からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成(変更)すること。当該理学療法士等は通所リハ等のサービスの提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握したうえで、助言を行うことを定期的に行うこと	100単位/月	114円/回	228円/回	342円/回
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	現行の訪問リハビリ等の理学療法士等が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る。)の理学療法士等が訪問して行う場合	200単位/月	228円/回	456円/回	684円/回
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上で認知症に関する専門的な研修を修了した職員が必要数配置され、認知症ケアに関する指導に係る会議を定期的に開催している場合	3単位/日	4円/回	7円/回	11円/回
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、かつ認知症介護指導者養成研修修了者を配置、職員毎の認知症ケアに関する研修計画を作成・実施した場合	4単位/日	5円/回	9円/回	14円/回
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×13.7%を加算		左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×6.3%を加算		左記の1割	左記の2割	左記の3割

上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

※特定事業所加算について

1. 体制要件

- イ 訪問介護員及びサービス提供責任者全員に個別研修計画が策定され、研修が実施していること
- ロ 利用者情報等の伝達・技術指導のための会議を定期的(概ね月1回以上)に開催
- ハ サービス提供責任者からの情報等の伝達、担当の訪問介護員からの適宜報告
- ニ 訪問介護員全員に健康診断等を定期的の実施
- ホ 緊急時等の対応方法を利用者に明示

2. 人材要件

- イ 訪問介護員のうち、介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修課程修了者及び旧訪問介護員1級課程修了者の総数が50%以上
- ロ すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修課程修了者、旧訪問介護員1級課程修了者
- ハ 人員基準に基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数を上回る数のサービス提供責任者を常勤により配置していること。(ただし、前年度の平均利用者数が一定割合以下の事業所に限る。)

3. 重度対応要件

- イ 前年度又は前3カ月の利用者総数のうち、要介護4・5、認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)の利用者並びにたんの吸引等の行為が必要な者が20%以上
- ロ 前年度又は前3カ月の利用者総数のうち、要介護3・4・5、認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)の利用者並びにたんの吸引等の行為が必要な者が60%以上

(2)保険外サービス

項目	内容	金額
交通費	前記1の(1)のサービスを提供する地域以外の方は、交通費の実費が必要になる場合があります。	30円/km 自動車を使用した場合や通院等により公共交通機関を利用する場合は、その実費を請求いたします。
キャンセル料	ご利用の前日までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
	ご利用の当日にご連絡の場合	1,000円/回
保険外利用料金	介護保険の給付範囲を超えたサービス及び介護保険外のサービス利用料金	職員1名30分：1,500円 営業時間外は、早朝・深夜加算に準じた時間及び割増しがあります。